



2025年11月18日

各 位

会社名 株式会社プレイド
代表者名 代表取締役執行役員CEO 倉橋 健太
(コード番号：4165 東証グロース)
問合せ先 執行役員VP of Finance 高橋 雄佑
(TEL. 03-4405-7597)

決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において、以下のとおり、決算期の変更及び定款の一部変更について2025年12月18日開催の第14期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期（事業年度の末日）の変更の理由

当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年としておりますが、売上高等の季節要因に伴う業績への影響を緩和し、事業運営の効率化を図るとともに、業績等の経営成績を適切に開示することで経営の透明性を向上させることを目的とし、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までの1年に変更するものであります。

また、可能な限り早期に決算期変更を実施することが企業価値向上に資するものと判断し、第14期定時株主総会において当該議案を上程するものであります。

2. 決算期変更の内容

現 在	毎年9月30日
変 更 後	毎年12月31日

(注) 決算期変更の経過期間となる第15期は、2025年10月1日から2026年12月31日までの15ヵ月間となります。また、国内の連結子会社についても、同様の決算期変更をおこないます。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款第11条（招集）、第12条（定時株主総会の基準日）及び第42条（剰余金の配当の基準日）につき所要の変更を行うものであります。また、この変更に伴い、第15期事業年度は、2025年10月1日から2026年12月までの15ヶ月間となるため、経過措置として、附則を新設するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（招集）</p> <p>1. 当社の定時株主総会は、毎年<u>12月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第12条（定時株主総会の基準日）</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>第40条（事業年度）</p> <p>当社の事業年度は、毎年<u>10月1日</u>から<u>翌年9月30日</u>までの年1期とする。</p> <p>第42条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>1. 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条（招集）</p> <p>1. 当社の定時株主総会は、毎年<u>3月</u>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>2. 当社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</p> <p>第12条（定時株主総会の基準日）</p> <p>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>第40条（事業年度）</p> <p>当社の事業年度は、毎年<u>1月1日</u>から<u>同年12月31日</u>までの年1期とする。</p> <p>第42条（剰余金の配当の基準日）</p> <p>1. 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>12月31日</u>とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>6月30日</u>とする。</p> <p>3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(附則)</p> <p><u>第1条（事業年度に関する経過措置）</u></p> <p><u>第40条（事業年度）の規定にかかわらず、第15期事業年度は、2025年10月1日から2026年12月31日までとする。なお、本附則は、第15期事業年度終了後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条（取締役の任期に関する経過措置）</u></p> <p><u>第20条（任期）の規定にかかわらず、2025年12月18日開催の第14期期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第3条（会計監査人の任期に関する経過措置）</u></p> <p><u>第38条（会計監査人の任期）の規定にかかわらず、2025年12月18日開催の第14期定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。なお、本附則は、第15期事業年度に関する定時株主総会の終結後にこれを削除する。</u></p>

(3) 日程

定款一部変更のための定時株主総会開催日（予定）2025年12月18日（木）

定款一部変更の効力発生日（予定） 2025 年12月18日（木）

4. 今後の見通し

決算期（事業年度の末日）の変更は、2025年12月18日開催予定の第14期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認可決されることが条件となります。また、第15期の業績見通しにつきましては、2025年11月18日付「決算期(事業年度の末日)変更に伴う通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上